

令和5年8月農業委員会定例会議事録

日時	令和5年8月21日（月）午後1時30分～午後2時36分
場所	さぬき市役所3階 301・302 議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について（会長提出議案第1～3号）
日程第3	非農地証明願いについて（会長提出議案第4～6号）
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について（会長提出議案第7～9号）
日程第5	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について （会長提出議案第10号）
日程第6	農地法第5条に基づく申請審議について（会長提出議案第11～18号）
日程第7	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第19号）
日程第8	その他
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 林 文夫 9 藤井 修 10 樫村浩二 11 十川隆行 12 寒川孝志 13 戸田修治 14 長田禎二 15 細川和美 16 岩澤佳宣(会長職務代理者) 17 芳竹和政（会長）
欠席委員	なし
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし

事務局

ご案内を申し上げました時間が参りました。ただいまより令和5年8月農業委員会定例会を開会致します。進行につきましては、芳竹会長のほうでよろしく申し上げます。

議長（会長）

改めまして、皆さん、こんにちは。日頃、暑い日が続きまして、早期のコシヒカリも今、最盛期ではなかろうかと思えます。

本日、委員さん改選されまして初めての定例会でございます。半数以上の方が初めてだろうと思えます。一日も早くこの状況に慣れていただいて、慎重にご審議のほどよろしくお願い致します。

それでは、座って進行させていただきます。

なお、本日提案致します案件については、事前に各地区で現地確認し、調査していただいていると思えますので、よろしくお願い致します。

さて、本日の出席は17名中17名の出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、全員の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名させていただきます。それでは、2番 吉原委員さん、4番 蓮井委員さん、両委員さん、お願い致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局よりご報告をお願い致します。

事務局

別紙A4の資料1ページの農地法第18条第6項に基づく通知についてをご覧ください。これは貸借権を中途解約するもので、1件受理しております。

報告第1号、貸人、●●●●●●●●●●、●●●●●様、借人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番他1筆です。解約理由は借り手の都合のためです。

次に、2ページの使用貸借終了農地返還通知をご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、10件受理しております。

報告第1号、貸人、●●●●●●、●●●●●様、借人、●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他1筆です。解約理由は借り手の都合のためです。

報告第2号から第5号、第7号をご覧ください。これは借人が●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様の解約で、解約理由は借り手の都合のためです。貸人は、第2号、●●●●●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他2筆、第3号、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●、第4号、●●●●●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●、第5号、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●、第7号、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。

次に、報告第6号、第10号をご覧ください。これらは借人が●●●●●●

は、平成3年頃から30年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料7ページ、8ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●から東約540mに位置しております。平成22年に売買により申請地を取得しております。申請地は取得したときから耕作放棄地となっており、耕作の意志を持って取得したものの、自宅から距離があり、取得者自身も年齢を重ねることで耕作することが困難であるため放置されたままとなっており、山林化しました。また、申請地のうち●●●●番、●●●●番●、●●●●番は再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されています。位置図は資料7ページ左側、写真方向図は資料8ページ左側、現況写真は資料8ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第6号、地区番号3、受付年月日、令和5年8月1日。申請人、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他2筆です。台帳地目、2筆田、1筆畑、現況地目、全筆原野、合計地積530㎡です。申請理由は、平成3年頃から30年以上耕作不能な状態が継続し、原野化したためです。資料のほうは山林化となっておりますが、原野化です。お手元の資料9ページ、10ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●から東約540mに位置しております。平成22年に売買により申請地を取得しております。申請地は取得したときから耕作放棄地となっており、耕作の意志を持って取得したものの、自宅から距離があり、取得者自身も年齢を重ねることで耕作することが困難であるため放置されたままとなっており、原野化しました。また、申請地は全筆、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されています。位置図は資料9ページ左側、写真方向図は資料10ページ左側、現況写真は資料10ページ右側になるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区からお願いします。

松岡浩二委員

第4号ですが、同じく8月18日に●●地区で現地確認してまいりました。こちらの写真にもありますけども、とても、どこからどこまでが田んぼかも分らんような状況で、山林化しておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

林 文夫委員

昨日、推進委員2人と見に行きましたけども、第5号もそうですけども、図面上は白くなってるから池なので、池から奥側へ抜ければ山林になって、隣は全部山林なんで、全部山林化しておるということで確認しました。

それと、第6号は側溝の一定の土地から少し下にありまして、今、耕作されている田んぼ2つあるんですけど、そのちょっとけども、近くのものと一緒にあって原野になっていました。それは確認しましたので、止むを得ない状況ということで確認をしてみました。

議長（会長） 地区代表委員からの報告が終わりました。議案第4号から第6号につきまして質疑等がありましたら、ご発言を認めます。

樫村浩二委員 ちょっと構んですか。

議長（会長） どうぞ。

樫村浩二委員 非農地証明ですけど、これにした場合には何がどう変わるんでしょうか。

事務局 農地から、ここに出とる山林とか原野とかそういうのに地目を変更できるんです、農地から。

樫村浩二委員 田か畑からということやな。

事務局 そうです。

樫村浩二委員 ほんで、ほんなら何が変わるん。

事務局 農地法から外れるので、税金とかも安くなるし、もう農地として扱われなようになるので、農地法から外れるということになるので。

議長（会長） あと、転用する場合でも、審査する必要がないんです。

樫村浩二委員 勝手にできるということですか。

議長（会長） そりゃ、家だったら報告せないかんわな、建築確認とか。農業から外れるので、農業委員会とはもう全然関係がなくなります。

樫村浩二委員 ほんなら、不動産屋さんが直にもう売買することができる。

事務局 そうです。

樫村浩二委員 税金等も払わんでええということ。

議長（会長） 税金は払う。

議長（会長）	原野とか山林になったら大分安くなるけど。
岩澤佳宣委員	土地改良賦課金が要らん。
議長（会長）	雑種地になった場合は変わらん。
事務局	いわゆる台帳に、農地台帳というのがあるんですけど、それから外れるということなんで、恐らく土地改のほうも連動するはずだと思います。
樫村浩二委員	農業とは関係なくなる。
事務局	そうです。農地台帳からのくという話なので。
樫村浩二委員	そこら、しょうがないということやな。もう田んぼでなくなるとこやから。
事務局	もう農地性がないということなので。
樫村浩二委員	宅地申請でも何でもできるわけや。
議長（会長）	ほやから、この審査が必要なんです。外すための審査が、適正かどうかというのを審査する。
眞田幸隆委員	水利とかそういうのは、農地で作つとろうが作ってまいが賦課はかかるじゃないですか。だけど、この会で農地から、要は農用地から他の地目に変った場合には、それが、水がもう必要じゃないので、水利のほうの放棄もせんならん。それから、もし香川用水とかそういう地区のエリアに入つとるのであれば、決済金とかそういうのが免除できる。そやけん、農振地域内の農地から除外するということになってくる。
樫村浩二委員	ほんでまた違う人がこれを買って、また田んぼにしよかというたら、水路を引いて水持ってとか、出てくるでしょう。
眞田幸隆委員	それは、あと、開田とかそれはまた状況等の判断において、開田できるかどうかという判断。ほじゃきに、山林とかそういうのを開発しても、恐らく水田までにはならん。畑までは行きよると思うんです。じゃけん、圃場整備をしても、一部山奥に引き込んでも、地目は畑にできる。
議長（会長）	いいですか。
全委員	「質疑なし」との声あり。

議長（会長）	<p>それでは、議案第4号から第6号についてお諮りします。異議ございませんか。</p>
全委員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第4号から第6号を原案のとおり認めることと致します。 日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第7号から第9号を議題とし、一括上程致します。 それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の4条の案件は3件ございまして、面積にして757㎡の3筆です。 それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書4ページからでございます。</p> <p>会長提出議案第7号、地区番号7、受付年月日、令和5年8月1日。申請人、●●●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目畑、現況地目宅地、地積190㎡。転用目的、農家住宅及び進入路、建築面積223.75㎡。工事着完予定年月日、平成10年3月1日から平成10年5月31日。農地区分、第1種農地。無断転用是正の申請で、併せ利用地があります。令和5年6月に農振除外の申請があった案件です。資料と致しましては11から13ページで、位置図を11ページに掲載しております。</p> <p>申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●の南西約300mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路、水路に接しております。このたび、既宅地及び進入路として利用している申請地の無断転用を是正する旨の転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。</p> <p>会長提出議案第8号、地区番号3、受付年月日、令和5年8月1日。申請人、●●●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目宅地、地積301㎡。転用目的、農家住宅、建築面積433.74㎡。工事着完予定年月日、令和4年8月1日から令和5年2月1日。農地区分、第2種農地。こちらも無断転用是正の申請で、併せ利用地があります。令和5年6月に農振除外の申請があった案件です。資料と致しましては14から15ページで、位置図を14ページの左側に掲載しております。</p> <p>申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●の北約350mに位置し、隣接については、田、宅地、雑種地及び道路に接しております。このたび、既に農家住宅として造成工事に取りかかってしまった申請地について、無断転用を是正して許可を得るため申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。</p> <p>なお、併せ利用地の●●●●●●●●●●●●番●については5条申請とな</p>

全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、議案第7号から第9号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。</p> <p>日程第5 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第10号を議題とし、上程致します。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。今月の5条の事業計画変更の案件は1件ありまして、面積にして182㎡の1筆です。</p> <p>それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書5ページからでございます。</p> <p>会長提出議案第10号、地区番号3、受付年月日、令和5年8月1日。申請人、●●●●●●●●●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目宅地、地積182㎡。変更内容は工期の延長で、変更前の工期は平成10年1月10日から令和4年11月28日、変更後の工期は平成10年1月10日から令和7年11月27日。権利は使用貸借権の設定で、農地区分は第2種農地。既に転用許可を受けた案件の未完了部分について、工期を延長するものです。資料と致しましては18から19ページで、位置図を18ページの左側に掲載しております。</p> <p>申請地の概要でございますが、さぬき市●●●●●●●●●●●●●●●●●●の西約130mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路に接しております。申請者は不動産業を営む法人であり、申請地については平成10年1月29日に分譲住宅、倉庫用地として転用許可を受けておりますが、予定していた期間内に事業計画を実施できなかったため、工事完了日を令和7年11月27日に延長する旨の事業計画変更申請がありました。土地利用計画に変更はなく、計画期間内に事業を完了できなかったことに関する始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。
大塚ノブ子委員	それでは、第10号議案についてご報告致します。私たち8月19日に現地確認を行いました。今回で3回目です、現地確認を行ったのが。前は大きな木が植わってましたと言ったら、それはのけてくれておりました。今回はセイタカアワダチソウがもう1mから上ぐらい大きくなったんです。それで、入り口のところは分かるんですけど、その向こう側の、南側になるんですけど、そちらのほうの境が全然分かんないです。だから、あの草を刈ってほしいなと思いました。私たちはこれでよろしいでしょうということに判

断致しました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第10号につきまして質疑等がありましたら、ご発言を認めます。
はい、どうぞ。

十川隆行委員 今、●●地区から要望が出とるんですけど、それについてはどういうふうにするのか。

事務局 そうしたら、事務局のほうからお答えします。
私のほうも何度か現場を見に行っただんですが、恐らく、地面が見えないのでちょっといかんのですけど、造成はしとって、その上に物を建てんと誰も使っていないから草が生えとるような状況になっていると思いますので、許可相当としての進達は県のほうにしようと思うんですが、それとは別に、事業者側行政書士のほうに対して、近隣農地への影響もありますので、草刈り、土地の管理はしてくださいということで、こちらから伝えようと思います。
よろしいでしょうか。

大塚ノブ子委員 はい。お願いします。

十川隆行委員 ということは、まだ伝えてないということですか。

事務局 すみません。そうです。まだ伝えてないです。

議長（会長） 今、意見があって、こうこうしますという話です。
それでは、議案第10号につきましてお諮りします。議案第10号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第6 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第11号から第18号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 それではご説明させていただきます。今月の5条の案件は8件ありまして、面積にして3,976㎡、8筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書6ページからでございます。

会長提出議案第11号、地区番号1、受付年月日、令和5年8月1日。譲渡

あった案件です。資料と致しましては32から33ページで、位置図を32ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北約350mに位置し、隣接については、田、畑及び宅地に接しております。申請地は、譲受人と譲渡人が交換した農地であり、既に宅地として利用しており、無断転用是正のため申請に及びました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第18号、地区番号5、受付年月日、令和5年8月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積299㎡。転用目的、分家住宅、工事着完予定年月日、令和5年10月1日から令和6年4月30日。権利は使用貸借権の設定、農地区分、第1種農地。令和5年6月に農振除外の申請があった案件です。資料と致しましては、ちょっと戻って28ページから29ページで、位置図を28ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北約600mに位置し、隣接については、田及び宅地に接しております。譲受人は譲渡人の息子であり、現在譲渡人と同居していますが、家族が増え手狭となったため、実家に隣接する申請地に分家住宅を建てるため転用申請に及びました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。

●●地区からお願いします。

山下加代子委員

8月16日に4人で現地確認に行ってきました。場所が近所周りに迷惑のかからないようなところなので、よろしくをお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林 文夫委員

12号、13号ですけども、昨日、推進委員と見ましたけども、●●●●●●●●の東、1つ置いて東側の川に面している土地で、宅地になるのも止むを得ないような状況のところ、もう本当に、南側全部まとめてになりますので、宅地になっても、まあそうだろうなということを確認しました。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願い致します。

十川隆行委員

14号議案ですけども、これは別段問題なかろうということで全員で参り

ましたけども、そういうふうなことになりました。

15号ですけども、これも、一部無断転用があるんですけども、きちんと管理もできるとし、ほかにマンションもあるので、よろしいのではないかとということになりました。よろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 16号、18号は分家住宅ということで、止むを得ないということで、昨日、11人で相談しまして問題ないやろうということに致しました。

それから、17号については、無断転用の是正なものですから、これも問題ないだろうということでまとまりました。よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第11号から第18号につきまして質疑がありましたら、ご発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、それでは、議案11号から第18号につきましてお諮りします。議案第11号から第18号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第11号から第18号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第7 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第19号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の9番から13番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局 会長提出議案第19号についてご説明致します。7ページをご覧ください。これは、農地機構を通じて農地の売買を行うもので、今回は、売り手から農地機構への所有者移転を行うもので、1件あります。

売り手は●●●●様で、対象農地が●●●●●●●●番他1筆です。

次に、農地の貸し借りについての説明で、議案書8ページから10ページの説明となります。

個人が6件、中間管理機構20件の合計26件となっております。26件のうち新規22件、再設定4件となっております。

26件のうち貸借権2件、使用貸借権24件となっております。貸借権の内訳と致しましては、2,000円が1件、1,500円が1件となっております。

ます。

期間は、10年が9件、8年11か月が1件、7年11か月が1件、6年9件、5年4件、3年1件、1年6か月1件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さんの案件を除いた37件についてご説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人24件、法人13件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権2件、使用貸借権35件となっております。期間は、10年18件、8年11か月1件、7年11か月1件、6年16件、3年1件となっております。利用内容は、水稻、麦、野菜の作付となっております。

以上です。

議長（会長）

説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して審議に入ります。質疑等ある場合、整理番号指定の上、ご発言ください。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の9番から13番を除く議案第19号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の9番から13番を除く議案第19号について原案のとおり認めることと致します。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である9番から13番の審議に入ります。

それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長）

では、事務局から説明をお願い致します。

事務局

農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は5件です。使用貸借権が5件となっております。期間は10年が5件となっております。利用内容については、水稻、麦の作付となっております。

以上です。

議長（会長）

説明が終了致しました。質疑等はございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長） なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認致します。
退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長） 本日上程の議案については以上ですが、日程第8 その他で、そのほか何かございませんか。
どうぞ。

藤井 修委員 ちょっと、苦情といいますか、●●の●●の●で、●●●●の●なんですけども、これ地目は田なんですけれども、耕作放棄、もうかなり前から放棄されとると思います。それで、両側の方、隣接者のほうから草刈りをしてくれということで、所有は●●●が持ってるらしいんですけども、いろいろと連絡しとるんですけど全然やってくれないということで、何とかこれ農業委員会のほうで何とかならんのかというような問合せがありましたので、ちょっと紹介いたします。よろしくお願い致します。

事務局 今回の報告いただいたんで、事務局もちょっと現地も確認させていただいて、一応ここについては今出てきた話じゃなくて、もう以前からあった話やと思うんです。再々指導文書も出させているんですけど、もう一度現地確認して、文書なりで対応できたらなと思います。その上でまた、委員さんにご相談しながら進めてまいれたらなと思いますので、よろしくお願い致します。

藤井 修委員 よろしくお願い致します。

議長（会長） ほかにございませんか。
どうぞ。

細川和美委員 今回のとかぶるんですけども、苦情案件ですけど、●●のお寺の住職さんが農業法人をされて、●●とか●●のほうで土地を相当取得されとるらしいんですけども、全然、農地を耕作もせん草刈りもせんということで、その近隣の方から苦情が出とるんです。ほかからも出とるんじゃないかなと。
●●のそれは●●の近くですけども、これ前、●●地区の農業委員、●●●●のときにちらっと聞いたら、ほかでも同じようなことが出とるというので聞いてとったんですけども、そのまま今現状もなっとるみたいなので、これ何かやってもらう、草刈りやってもらうとか耕作やってもらうとか、何かそういう指導はできるんですか。事務局のほうからちらっと言うてるらしいんですけど、全然してくれ

んいうてちらっと聞いとるんですが。何か法的な措置とかそういうのは取れんですか。

これ最初から、認めるときに、やっぱり地区外の人でそういう、土地を取得するというのはいろいろリスクがあると思うので、これからそういうところはもっと厳しく案件調査をしないといかんかなと。認可してしまうとこういうことが起こるので。

お寺の住職が本当に田んぼするんかいうたらクエスチョンマークですわね。農業法人をやったとしても。私はその辺お答えできなんだんで、今後、認可するにしてもやっぱりその辺を、本当にもう事業でやるんかやらんのか、農業やらんのかいうところはやっぱりきちっと詰めとかないかんのじゃないかなと思います。

こういう話、出てませんか。

事務局

ちょっとお話しいただいとんで、現場はまた後ほど担当なりと確認させていただいて、どこまで指導できるかというのはあるんですけども、放っとけないところやと思うんです。こういう実際多いので、ちょっと確認させていただいて。

細川和美委員

今のはどこのかいうのは分かっとるんですか、どこの農業法人か。●●のお寺さんがと聞いとんやけど。

事務局

法人というのはちょっと分からないんですけど、●●委員さんが聞いとる範囲で、現場とかが分かるのであれば、また教えていただいて。

細川和美委員

前、●●●●●に●●地区の総会のときにちらっと聞いたら、それはほかでも出とんやと、よう出とんやというので聞いとんですけども。それは、たまたまうちの嫁が●●の近くでおるんですけど、西でも東でも同じように、全然草刈らんから、種は飛んでくるわ、また。しょうがないから自分で一部刈ったりしとるんですけどね。また迷惑かかっとんで、ほかでもそういうなんは同じやろうと思って聞いとるんで。どこが所有しとるもんでも、分かっとんじゃないですか、事務局としても。

事務局

具体的に地番とか地図で大体どの辺りかというのが分かれば、指導なりできると思います。後で、また終わってから、担当なりと教えていただいて。お願いします。

議長（会長）

ほかに。どうぞ。

眞田幸隆委員

ちょっと教えていただきたいんですけど、集積計画、整理番号1、地区番号3。これ農地機構が売買で、●●さんの土地、1反9畝3分。これを、担い手さんは誰が買われたん。要は、要件的な分は、1町の団地化とかいう要件が必要になってこようかと思うんですけど。

事務局 先に所有を売り手から機構に移して、それから2か月後ぐらいに機構から買い手に移るようになるので、今回のところには出んですけど、●●の●●●●●、そこが買うようになっています。

眞田幸隆委員 ほなまた、次の農地機構に出てくるん。

事務局 あと2か月後ぐらいに、今度は機構から●●●●●に移る所有権移転が出てきますので。

眞田幸隆委員 いや、話ができとるけん、一気に来るんかなと思って。

議長（会長） 機構を通じたら、売り手が機構へ売ってから機構がまた買い手のほうへ売るから、それだけの期間がかかるんです。よろしいでしょうか。

眞田幸隆委員 はい。

議長（会長） ほかに。農地集積専門員から何かございませんか。

農地中間管理機構 ありません。

議長（会長） 以上をもちまして、令和5年8月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なるご審議を頂き、御礼を申し上げます。

（ 2時36分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 2 番

署名委員 4 番